

報告 4

三次市放課後児童クラブ保護者負担金減免の基準及び事務取扱要綱の一部改正について

三次市放課後児童クラブ保護者負担金減免の基準及び事務取扱要綱の一部を改正したため、別紙のとおり報告します。

令和 7 年 4 月 2 1 日提出

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

三次市告示第 9 8 号

三次市放課後児童クラブ保護者負担金減免の基準及び事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 5 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市放課後児童クラブ保護者負担金減免の基準及び事務取扱要綱
の一部を改正する告示

三次市放課後児童クラブ保護者負担金減免の基準及び事務取扱要綱（平成 2 7
年三次市告示第 7 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 2 条中「第 5 条」を「第 7 条」に改める。

別表中

「

三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例施行規則第 5 条第 1 号 2 号
三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例施行規則第 5 条第 3 号
三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例施行規則第 5 条第 4 号

」を

「

三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例施行規則第 7 条第 1 号及び第 2 号
三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例施行規則第 7 条第 3 号

例施行規則第 7 条第 3 号
三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例施行規則第 7 条第 4 号

」に改める。

様式第 1 号中

「

児童名
児童クラブ名

」を

「

児童の氏名
児童クラブの名称

」に、

「

該当条項	三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例施行規則第 5 条第 1 項第 号適用						
全 免							
減 免	/ 1 0 0						
減免額	月額		円（年額		円）		
減免期間	年	月	日から	年	月	日まで	

」を

「

該当条項	三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例施行規則第 7 条第 号適用						
全 免							
減 免	/ 1 0 0						
減免額	月額		円（年額		円）		
減免期間	年	月	日から	年	月	日まで	

」に

改める。

様式第 2 号及び様式第 3 号中

「

児童名
児童クラブ名

」を

「

児童の氏名

児童クラブの名称

」に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 5 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

○三次市放課後児童クラブ保護者負担金減免の基準及び事務取扱要綱

平成27年4月1日告示第71号

改正

令和3年4月21日教育委員会告示第15号

三次市放課後児童クラブ保護者負担金減免の基準及び事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例施行規則（平成27年三次市規則第18号。以下「規則」という。）第~~7-5~~条の規定に基づき、三次市放課後児童クラブ保護者負担金（以下「負担金」という。）の減免を行う場合の基準を定めるものとする。

(減免基準)

第2条 規則第~~7-5~~条の規定による負担金の減免の額等は、別表のとおりとする。

(申請手続)

第3条 負担金の減免を受けようとする者は、三次市放課後児童クラブ保護者負担金減免申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

(減免の決定)

第4条 市長は、前条の申請を受理したときは、必要に応じて実態調査を行い、減免の適否を決定し、三次市放課後児童クラブ保護者負担金減免決定通知書（様式第2号）又は三次市放課後児童クラブ保護者負担金減免却下通知書（様式第3号）により当該保護者に通知するものとする。

(減免の取消し)

第5条 市長は、減免を受けている保護者が次のいずれかに該当する場合は、当該減免を取り消し、三次市放課後児童クラブ保護者負担金減免解除通知書（様式第4号）を当該保護者に通知するものとする。

(1) 申請書に事実と異なる虚偽の記載をし、その他不正な行為によって減免を受けていることが判明したとき。

(2) 第2条で定める事由が消滅し、減免を受ける必要がなくなったとき。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、負担金の減免に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月21日教委告示第15号）

この告示は、令和3年4月21日から施行する。

別表（第2条関係）

	区分	説明	
三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例施行規則第7-5条第1号2号	減免の基準	三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例（平成26年三次市条例第23号。以下「条例」という。）第5条に基づき決定された負担金を基準額とし、次の各号により減免を行う。	
	減免の額	第1号	基準額の全額
		第2号	基準額の半額
	減免の期間	第1号	当該年度
		第2号	当該年度
三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例施行規則第7-5条第3号	減免の基準	世帯の住宅が半焼（半壊）以上の被害を受けた場合	
	減免の額	基準額の全額	
	減免の期間	全焼（全壊）の場合 り災した月から6箇月 半焼（半壊）の場合 り災した月から3箇月	
三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例施行規則第7-5条第4号	減免の基準	別に定める	
	減免の額	別に定める	
	減免の期間	別に定める	

様式第1号（第3条関係）

太枠の中のみ記入して下さい。

三次市放課後児童クラブ保護者負担金減免申請書			
年 月 日			
三 次 市 長 様			
申請者住所 三次市 _____			
名前 _____			
次のとおり、三次市放課後児童クラブ保護者負担金の減免を申請します。			
なお、審査に必要な事項について、福祉事務所及び教育委員会が管理する関係書類を閲覧することを承諾します。			
児 童の氏 名			
児 童 ク ラ ブ 名	放 課 後 児 童 ク ラ ブ		
申 請 理 由 （該当番号に○印をお願いします）	1 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者 2 三次市就学援助費支給規則（平成16年三次市教育委員会規則第22号）第2条に規定する者 3 災害によりり災した者 4 その他		

※減免の決定は、負担金減免申請書提出月からの適用となります。

認 定	該当条項	三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例施行規則第 5 ⁷ 条第1		
		項第 号適用		
	全 免			
	減 免	／ 1 0 0		
	減 免 額 月額	円（年額 円）		
減免期間	年 月 日から	年 月 日まで		
備 考				

年 月 日

様

三 次 市 長 印

三次市放課後児童クラブ保護者負担金減免決定通知書

三次市放課後児童クラブ保護者負担金減免申請については、次のとおり決定しましたので通知します。

児 童 の氏 名	
児 童 ク ラ ブ の 名 称	
減 免 後 の 負 担 金 額	
負 担 金 減 免 の 期 間	
備 考	

年 月 日

様

三 次 市 長 印

三次市放課後児童クラブ保護者負担金減免却下通知書

三次市放課後児童クラブ保護者負担金減免申請については、次の理由により却下することに決定しましたので通知します。

児 童 の氏 名	
児 童 ク ラ ブ の 名 称	
却 下 の 理 由	

年 月 日

様

三 次 市 長 印

三次市放課後児童クラブ保護者負担金減免解除通知書

三次市放課後児童クラブ保護者負担金の減免について、次のとおり解除となりましたので通知します。

児 童 の 氏 名	
児 童 ク ラ ブ の 名 称	
負 担 金 減 免 解 除 の 期 間	
負 担 金 の 月 額	
解 除 の 理 由	